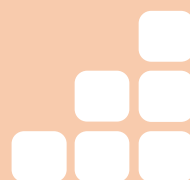


資

料

編



○用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

情報システムの利用しやすさを表す言葉。

アスペルガー症候群

自閉症の一つのタイプ。ことばの発達の遅れがないことが、自閉症との違いとされる。

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図る。

沖縄県福祉のまちづくり条例

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障がい者等が自由に行動し、平等に参加できる社会を築くために、平成10年4月に施行された。

建築物の出入り口の段差解消、エレベーターの設置、幅の広い歩道の整備や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等、福祉の視点を踏まえ総合的なまちづくりを目指している。

オストメイト

事故や病気のため、腹壁に尿や便の排泄口(ストーマ)を作った人工ぼうこう、人工肛門を利用している方のこと。

【か行】

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

基幹相談支援センター

地域で相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う施設。

キャリア教育

児童生徒ひとり一人の勤労観や職業観を育てる教育。

グループホーム（共同生活援助）

地域での生活に支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居で、夜間や休日、日常生活上の援助を行う。

ケアホーム（共同生活介護）

共同生活を営む住居に入居する障がい者に対し、夜間や休日、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の援助等を行う。

権利擁護

疾病や障がいのため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある方の人権侵害(虐待や財産侵害など)を防ぐこと。

高機能自閉症

自閉症のうち3歳位までに現れ、知能発達の遅れを伴わない。「社会性」「言語やコミュニケーション」「想像力」に障がいが見られる。

広汎性発達障害

自閉症とアスペルガー症候群などの自閉症に近い特徴を持つ発達障がいの総称。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

【さ行】

社会福祉協議会

社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉法に基づき設置されている。地域住民や保健福祉関係者、社会福祉関係機関などが参加、協力し、高齢者や障がい者を支える様々な活動を進めている。

手話通訳者

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳者として登録された者。

手話奉仕員

市町村が実施する所定の講習を受けて手話奉仕員として登録された者。聴覚障がい者(音声又は言語機能障がい者を含む)の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

重症心身障がい児(者)

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児(者)。

障害者基本法

障がいのある方の自立と、社会参加の支援等の施策に関する基本理念及び、国や地方公共団体の責務を明らかにした法律。施策の基本となる事項を定め、障がい者施策を総合的・計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的としている。平成23年に改正され、「地域社会における共生等」や「差別の禁止」などの条項が加えられた。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成28年(2016)4月施行。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある方を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。

障害者総合支援法

2012(平成 24)年 6 月 27 日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年法律第 51 号)により、従来の障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称：障害者総合支援法)となった。

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなる。また、2011(平成 23)年 7 月に成立した障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定された。

障害基礎年金

国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障がい支給事由とする年金給付のうちの一つ。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。

自立支援協議会

障害福祉の関係機関が相互の連絡を図り、地域の障がい者支援に関する課題について情報を共有し、地域の問題解決に向けて協議する会議。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」の別表に掲げる一定程度以上の障がいがある方に対し、申請に基づき、障がいの程度を認定して県知事が交付する手帳。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。

生活習慣病予防健診

生活習慣病の予防を目的とした健診。うるま市では、若い世代からの健康づくりが重要と考え、19～39 才の方、40 才以上生活保護世帯の方を対象としている。

精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患で生活の制約があると認められる方が申請し、判定を受けて交付される手帳。各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

精神デイケア

精神科リハビリテーションの一種で、精神障がい者の社会生活機能の回復を目的とした医療行為。精神障がい者に対し、昼間の一定時間、個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療を行う。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障がい者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

セーフティネット

安全網のこと。社会福祉関係では、障がいや病気、介護、失業等の際にも、生活を損なわずにその安定を図る社会保障などが該当する。

成年後見制度

障がいや疾病などで判断能力が不十分となった方を保護、支援する制度。財産管理や契約、相続などで不利益を被らないようにしたり、悪徳商法の被害に遭わないようにしたりする。

【た行】

地域子育て支援センター

育児相談や子育てサークルの支援などを行う地域拠点。うるま市では公立、法人保育園を利用して設置されている。

地域生活支援事業

市町村の創意工夫によって、利用者の状況に応じて柔軟に実施される事業。相談支援、コミュニケーション支援(手話通訳等の派遣など)、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業のほか、福祉ホームなどの地域の実情に合った事業を実施する。

注意欠陥多動性障害 (AD/HD)

年齢や発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい。

特定健診

生活習慣病予防のために健康診査・保健指導を行う。40～74歳の健康保険加入者(被扶養者を含む)を対象に、医療保険者(国保、協会健保、組合健保等)が実施する。

特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒がいるすべての学校で実施される教育。学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等の発達障がいの子どもたちも対象とし、障がいによる学習や生活上の困難を克服するために、適切な指導や支援を行う。平成19年4月、学校教育法で位置づけられた。

特別支援学級

障がいのある児童、生徒のために小中学校、高等学校及び中等教育学校が置くことのできる学級。「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 19 年 4 月 1 日に施行される前は、「特殊学級」の名称が使われていた。

特別支援ヘルパー

通常学級に在籍する発達障がい児を支援するために配置されるヘルパー。

【な行】

内部障害

身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の 6 障がいの総称。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(正常)な社会であるとの考え方。

【は行】

バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、本計画では、障がい者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的・心理的なすべての障壁(バリア)を除去するという意味で用いている。

発達障がい

成長過程で心身の発達に遅れがある状態のことをいう。発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者、難病患者などの災害弱者。2014 年(平成 26) 4 月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた

ピアカウンセリング

障がい者が、自らの体験に基づき、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ることをいう。障がい者自らがカウンセラーとなり、共感し、理解を深めサポートを行う。

福祉的就労

授産施設や小規模作業所で働くこと。自立、更生を促進し、生きがいを造るという意味合いがある。授産工賃は最低賃金法の適用除外で、一般企業における就労(一般就労)に対して、福祉的就労という。

福祉のまちづくり

障がいの有無にかかわらず、また高齢者や子育て中の方などすべての市民が建築物や公共交通機関、道路、公園等の都市施設を安全で快適に利用できるまちづくりを推進すること。

放課後児童健全育成事業

昼間保護者のいない家庭の児童等に対し、学校終了後の放課後に、児童センターや学校の教室等の施設を利用し、遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための事業。学童クラブや放課後児童クラブがこれにあたる。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後または休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流を行うサービス。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、定められた割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければならない。平成30年4月1日から法定雇用率は引き上げられ、一般の民間企業(常用労働者数45.5人以上)は2.2%、国、地方公共団体は2.5%となる。

ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき各市町村におかれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦で厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。また、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、性別、年齢、国籍に関らず、はじめからできるだけ多くの方が気持ちよく使えるよう、利用者本意、人間本位の考え方に立ったデザイン。その対象は都市施設や製品等の目に見えるものから、教育、サービス、システムなど目に見えないものまで多岐にわたる。

また、ユニバーサルデザインは、バリア(障壁)の存在を前提としてその除去を行うバリアフリーを包含し、発展させた考え方といえる。

要約筆記奉仕員

市町村及び都道府県の実施する所定の講習を受けて要約筆記として登録された者。手話習得の困難な中途失聴者、難聴等の聴覚障がい者のため、文字によるコミュニケーション手段として要約筆記を行う。

【ら行】

リハビリテーション

事故や病気による後遺症のある方などに、機能回復と社会生活への復帰をめざして行われる総合的な治療と訓練。

療育手帳

申請に基づき、児童相談所及び障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して療育手帳を交付することにより、知的障がい児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした、療育手帳制度要綱に定める制度。

〇うるま市障がい者福祉計画策定のための基礎調査の概要

(1) 調査の目的

うるま市障がい者福祉計画及び障害福祉計画の見直しにあたり、障がい者を対象に生活状況やサービスの利用状況等を把握するとともに、市民の障害福祉に対する意識等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 実施主体

うるま市福祉部 障がい福祉課

(3) 調査の種類と対象者の抽出方法

- ・ 在宅の身体障がい者：身体障害者手帳所持者 1,600 人を無作為抽出
- ・ 在宅の知的障がい者：療育手帳所持者 908 人全数調査
- ・ 在宅の精神障がい者：サービス事業所等の利用者に無作為で調査
- ・ 施設入所者：施設入所支援の利用者 数か所の施設に調査協力依頼
- ・ 一般市民：市内に在住する 20 歳以上の男女より 2,000 人を無作為抽出

(4) 配布方法

- ・ 在宅の身体障がい者：身体障害者手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・ 在宅の知的障がい者：療育手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・ 在宅の精神障がい者：サービス事業所等の利用者 事業所等を通じて配布・回収
- ・ 施設入所者：施設入所支援の利用者 施設を通して配布・回収
- ・ 一般市民：市内に在住する 20 歳以上の男女 郵送による配布・回収

(5) 調査期間

平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月

(6) 回収状況

	配布件数	回収数 (有効回答数)	回収率
在宅の身体障がい者	1,600 件	1,246 件	49.7%
在宅の知的障がい者	908 件		
在宅の精神障がい者	123 件	87 件	70.7%
施設入所者	95 件	92 件	96.8%
一般市民	2,000 件	766 件	38.3%
合計	4,726 件	3,437 件	72.7%

うるま市障害者施策推進協議会規則

平成17年9月28日

規則第194号

改正 平成18年12月26日規則第62号

(通則)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条の規定に基づき、うるま市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項等を調査審議することを目的とする。

- (1) 障害者（福祉）計画の策定及び変更
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- (3) 前号に必要な関係行政機関相互の連絡調整

2 協議会は、前項第1号に定める事項を調査審議する場合、市長から諮問を受け、市長に対し意見等を答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 市民
- (4) 障害者の福祉に関する事業・団体に従事する者
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他市長が認めた者

3 前項第5号で規定する委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(専門委員)

第5条 協議会は、専門の事項に関する調査をさせるため必要があるときは、専門委員を若干名置くことができる。

2 専門委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、必要に応じて専門委員に委員以外のものを招集することができる。その場合、市長の承認を得ることとする。

4 専門委員は、調査の結果等を協議会に報告し、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 会長は、専門の事項に関する助言等をさせるため必要があるときは、他の福祉施策に関する委員会等に専門委員を出席させることができる。その場合、市長の承認を得ることとする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める時期に協議会を開催し、会議の議長となり議事を整理するものとする。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて適当と認める者の会議への出席を求め意見等を徴することができるものとする。

6 会議の経過及び結果の公表は、必要に応じて会長が行うものとする。

7 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局及び庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成18年12月26日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

〇うるま市障害者施策推進協議会委員名簿

	氏 名	名称（所属団体等）	備 考
1	知花 さおり	発達障がい知る・つながる会 ニヌファスター	代表
2	伊波 宏美	うるま市身体障がい者協会	協会員代表
3	熊崎 泰司	障がい児等親の会	親の会代表
4	山田 圭吾	うるま市心の健康を守る結の会	事務局長
5	枝川 泰邦	うるま市身体障がい者協会	会長
6	比嘉 智子	うるま市社会福祉協議会	地域福祉課地域係長
7	伊敷 利夫	中部福祉事務所	所長
8	兼島 美幸	特定相談支援事業所 ハルモニア	相談支援専門員
9	平良 朝陽	就労支援事業所 あさひの家	代表
10	仲村 善子	社会福祉法人 美原福祉会	施設長
11	安里 宏之	児童発達支援事業所キャンバス	所長
12	幸地 睦子	中部地区障害者就業・生活支援センターにじ	所長
13	又吉 賢守	うるま市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員
14	竹藤 登	一般社団法人沖縄県社会福祉士会	代表
15	座間味恵利子	美咲特別支援学校	校長
16	上原 満	うるま市役所	福祉部長

うるま市障がい者福祉計画検討委員会設置規程

平成17年9月28日

訓令第87号

改正 平成21年3月30日訓令第21号

平成22年3月18日訓令第5号

平成23年3月31日訓令第19号

平成29年3月31日訓令第21号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする「うるま市障がい者福祉計画」（以下「計画」という。）を検討するため、うるま市障がい者福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) うるま市障害者施策推進協議会との連絡調整に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、福祉部長の職にある者を充て、副委員長には、障がい福祉課長の職にある者を充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員は、関係行政機関の職員のうち、別表第1に掲げる者を市長が任命する。
- 6 委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長は、必要に応じ委員会に出席すべき委員を指名することができる。

- 2 委員長は、必要と認める時期に委員会を開催し、会議の議長となり議事を整理するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて適当と認める者の会議への出席を求め意見等を徴することができるものとする。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 会議の経過及び結果の公表は、必要に応じて委員長が行うものとする。
- 6 委員長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(作業部会)

第5条 委員会を補佐し、円滑な運営を図るため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、部会員の互選によって定める。
- 4 部会員は、関係行政機関の職員のうち、別表第2に掲げる者を市長が任命する。
- 5 委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 6 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の策定に係る実務的な企画立案及び連絡調整に関すること。
 - (2) その他計画の策定時に必要な事項に関すること。

(事務局)

第6条 委員会及び作業部会に関する事務局及び庶務は、福祉部障がい福祉課に置く。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月28日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日訓令第21号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第19号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

○検討委員会委員名簿

部署名称	所属課室名称	氏名	備考欄
福祉部		上原 満	委員長
〃	障がい福祉課	神谷 幸彦	副委員長
〃	福祉総務課	重島 貞則	
〃	保護課	池原 善達	
〃	介護長寿課	古謝 哲也	
こども部	児童家庭課	上江洲 篤	
〃	保育幼稚園課	金城 妙子	
市民部	健康支援課	美里 直樹	
経済部	商工観光課	宇座 徳之	
企画部	企画政策課	大田 義浩	
都市建設部	都市政策課	浜田 宗賢	
教育部	生涯学習振興課	神谷 秀正	
指導部	指導課	高良 京子	
うるま市社会福祉協議会		宮里 司	

○策定の経過

		検討委員会	施策推進協議会	自立支援協議会
平成28年度	11月		●第1回施策推進協議会 平成28年11月11日	
	12月			
	1月			
	2月		●第2回施策推進協議会 平成29年2月24日	
	3月			●第1回自立支援協議会 平成29年3月16日
平成29年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月	●第1回検討委員会 平成29年7月5日		
	8月		●第3回施策推進協議会 平成29年8月2日	●第2回自立支援協議会 平成29年8月16日
	9月			
	10月	●第2回検討委員会 平成29年10月13日	●第4回施策推進協議会 平成29年10月25日	
	11月	●第3回検討委員会 平成29年11月22日		●第3回自立支援協議会 平成29年11月28日
	12月		●第5回施策推進協議会 平成29年12月27日	
	1月			
	2月		●第6回施策推進協議会 平成30年2月14日	●第4回自立支援協議会 平成30年2月23日
	3月			

うるま市障害者施策推進協議会会長 様

うるま市長 島 袋 俊 夫

諮 問 書

第3次うるま市障がい者福祉計画及び第5期うるま市障害福祉計画、うるま市障害児福祉計画の策定にあたり、貴協議会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

諮問事項

- 1 障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画について
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画について
- 3 児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画について

平成30年3月16日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市障害者施策推進協議会
会 長 竹藤 登

答 申 書

平成28年11月11日付う福障第1008号により諮問のあった件について、うるま市障害者施策推進協議会規則第2条第2項に基づき下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項

- 1 障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画について
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画について
- 3 児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画について

うるま市第3次障がい者福祉計画（案）につきまして、審議した結果、適切であると認め、ここに答申いたします。

うるま市第3次障がい者福祉計画

平成30年3月

発行 企画・編集	うるま市 障がい福祉課 〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL 098-973-5452 / FAX 098-973-5103
協力	有限会社 システム・エッグ 〒901-1103 沖縄県島尻郡南風原町与那覇 115-1 TEL 098-888-3090



うるま市